



## 管路更新時の既設管取扱に係る道路法第40条ただし書の運用について

## 課題

- 昨今改正された道路法において、管路等を更新した際に不要となった占用物(既設管)の取扱いが強化され、工期の長期化に伴い受注者の施工体制に影響が及ぶことが想定されるとともに、既設管の撤去に要する費用も重い負担となる

## ■現状(耐震化への取り組み)■

【国土強靭化基本計画】の見直し(平成30年12月閣議決定)により、重点的に取り組むべきプログラムに「上水道の長期間供給停止」が追加。その主要施策の一つに「水道施設の耐震化の推進」が位置づけられている。

全国の水道事業者は、優先的・精力的に耐震化に取り組んでいる。



## ■耐震化の促進を阻害する要因■

- ▼高度経済成長期に整備された管路が順次更新時期を迎えることによる管路の更新に要する財政負担の増大。
- ▼これに加え、昨今改正された道路法において、管路更新時に不要となった占用物(既設管)の取扱いが強化。

## 改正後[道路法] (原状回復)第40条 第1項

道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、  
占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。

- ⇒ 工期の長期化に伴い受注者の施工体制に影響
- ⇒ 既設管の撤去に要する費用が重い負担



ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

については、道路法第40条の趣旨を十分に踏まえた上で、既設管は十分な強度があり陥没等のリスクも低いことから、



道路法第40条第1項のただし書の適用範囲において、国土強靭化基本計画に掲げる「緊急的かつ重点的に進める国の施策にかかる事業」に係る既設水道管の取扱いについて、道路管理者の裁量の範囲である旨明確に示すこと